

出産時のご負担を軽減する「**直接支払制度**」！

出産育児一時金について

国民健康保険の加入者が出産したときに、秦野市国保から世帯主に
出産育児一時金が支払われます。

※妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

《内容・支給金額》

一子につき **50万円**（～令和5年3月までは42万円）

《支給方法》

原則として、秦野市国保から医療機関へ直接支払となります。
（上限50万円）

そのため、分娩した方は、出産費用として“50万円を超えた金額のみ”を
医療機関等へ支払うこととなります。

（※出産費用が50万円に満たない場合は、その残額分が秦野市国保への申請後に支給されます。）

<p>①か②を選択 (原則は①)(※) 申出は、医療機関へ お願いします。</p>	<p>①直接支払制度 原則として、秦野市国保(ご加入の健康保険)から、 医療機関へ50万円を支払います。 (出産費用から、50万円がマイナスされます)。 (ただし出産費用が50万円を下回る場合は、<u>差額(残額)</u>を支給)・・・裏面のとおり</p>
	<p>②直接支払制度を利用しない場合 《出産費用の全額をお支払いされていることが前提》 秦野市国保に申請する。(出生届等提出後) (※)直接支払制度の利用を希望されない場合は、従来の支払方法 となる②の利用も可能です。</p>

《裏面につづく》

① 直接支払制度の際の、“差額(残額)の支給”について

出産費用が、50万円を下回る場合、申請により差額(残額)を支給することになります。

② 直接支払制度を利用しない場合

直接支払制度を利用せず、出産費用を医療機関に全額支払った場合、従来どおり、申請により出産育児一時金を支給いたします。

《①②の申請について》

● ①②の申請に共通して必要なもの

- ・ 医療機関等から交付される代理契約に関する文書(直接支払制度合意文書)
- ・ 出産費用の領収・明細書(産科医療保証制度加入機関を証する記載があるもの)(注)
- ・ 被保険者証
- ・ 振込み先のわかるもの
- ・ 海外出産の場合は出産した人のパスポート(注)

※出生に関する証明は、出生届による秦野市住民登録により確認できるため、特段必要ありませんが、秦野市に住民登録しない場合などは、出生証明書もしくは母子手帳の”出生証明欄”等の提示をしていただく場合があります。

(注)海外出産の場合は産科医療保証制度加入機関を証する記載は必要ありませんが、申請は出産した方が日本へ帰国後に申請になります。申請の際には、日本語訳がされた領収・明細書及び出生証明書が、上記持ち物に合わせて必要になります。

また、出産のため日本を出国してから帰国まで1年以上を経過し、秦野市国保の資格を喪失した場合は支給対象外になります。

《直接支払の例》

出産費58万円の場合 ※(一子の場合)	・秦野市国保から医療機関へ 50万円 支払い
	・出産された方は医療機関へ 8万円 支払い (不足額(58-50=8)のみ支払う)
出産費35万円の場合 ※(一子の場合)	・秦野市国保から医療機関へ 35万円 支払い
	・出産された方は市役所から 15万円 支給される (申請後、残額(50-35=15)が支給)

ご不明な点、内容の詳細につきましては、お気軽にお問い合わせ下さい。

〈受付窓口:お問い合わせ〉
秦野市役所国保年金課国民健康保険担当(本庁舎2階)
電話:0463-82-9613(直通)